

[別 紙]
様式1

事 業 報 告 書 ✓

(自 令和 4年 8月 1日 至 令和 5年 7月31日) ✓

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人 善信会 ✓
 財團 社團 (出資持分なし 出資持分あり)
 社会医療法人 特定医療法人 出資額限度法人
 その他
 基金制度採用 基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 宇部市東岐波大字大津出 5 6 2 3 – 1 ✓
- (3) 設立認可年月日 平成12年 8月 7日 ✓
- (4) 設立登記年月日 平成12年 9月 1日 ✓

2 事業の概要

- (1) 本来業務（開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種 類	施設の名称	開 設 場 所	許可病床数
診療所	きわ歯科クリニック ✓	山口県宇部市大字東岐波 字大津出 5 6 2 3 – 1	[一般病床 0]

- (2) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和 4年 9月17日 令和3年度決算の決定 ✓
 令和 5年 7月15日 令和5年度の事業計画及び収支予算の決定 ✓

様式2

法人名 医療法人 善信会 ✓

※医療法人整理番号

所在地 宇部市大字東岐波字大津出 5 6 2 3 - 1

財 産 目 錄 ✓
(令和 5年 7月31日現在) ✓

1. 資 産 領	144,094 千円 ✓
2. 負 債 領	8,696 千円 ✓
3. 純 資 産 領	135,398 千円 ✓

(内 訳)

(単位:千円)

区 分	金 額
A 流動資産	28,871 ✓
B 固定資産	115,223 ✓
C 資産合計 ·(A+B)	144,094 ✓
D 負債合計	8,696 ✓
E 純資産 (C-D)	135,398 ✓

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地	(□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
建 物	(□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式 3-2

法人名 医療法人 善信会 ✓
 所在地 宇都市大字東岐波字大津出 5 6 2 3 - 1

※医療法人整理番号 □□□□□

貸 借 対 照 表 ✓

令和 5 年 7 月 31 日 現在 ✓

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	千円		千円
I 流動資産	✓ 28,871	I 流動負債	✓ 7,443
II 固定資産	✓ 115,223	II 固定負債	✓ 1,253
1 有形固定資産	✓ 13,057		
2 無形固定資産	✓ 0		
3 その他の資産	✓ 102,166		
資 産 合 計	✓ 144,094	負債合計	✓ 8,696
純 資 産 の 部			
		科 目	金 額
		I 出資金	✓ 10,000
		II 積立金	✓ 125,398
		純資産合計	✓ 135,398
		負債・純資産合計	✓ 144,094

様式 4-2

法人名 医療法人 善信会
 所在地 宇都宮市大字東岐波字大津出 5623-1

※医療法人整理番号

損 益 計 算 書		自 令和 4 年 8 月 1 日 至 令和 5 年 7 月 31 日
科 目	金額	千円
I 事業損益		
A 本来業務事業損益		
1 事業収益	120,564	✓
2 事業費用	100,555	✓
本来業務事業利益	20,009	✓
事業利益	20,009	✓
II 事業外収益	1,220	✓
III 事業外費用	104	✓
IV 特別利益	21,125	✓
税引前当期純利益	21,125	✓
法人税、住民税及び事業税負担額	5,256	✓
当期純利益	15,869	✓

様式 6

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 善信会
理事長 野村 素之 殿

私は、医療法人善信会の令和4会計年度（令和4年8月1日から令和5年7月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和 5 年 9 月 16 日

医療法人 善信会

監事 野村 信之